

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2663号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

なまこ壁通り(静岡県松崎町)



もくじ

随	随	情	情	政	政	活	活
想	想	報	報	策	策	動	動

21年度政府予算編成で実行運動「全国町村会」	山本全国町村会会長が意見陳述「第29次地方制度調査会総会」	地方分権改革推進委員会が第2次勧告	第三セクターなどの整理等で報告書「総務省」	町村Navi	町村週報主要索引(7月~12月)	歴史と文化の薫るまち	「良き道たどれば、良き里あり」といにしえに云う	静岡県町村会会長 松崎町長 深澤 進	兵庫県猪名川町長 真田 保男
.....	(15)	(14)
.....	(12)	(10)
.....	(9)	(6)
.....	(4)	(2)

写真キャプション

「なまこ壁」は、建物の壁面に平瓦を並べ、めじに漆喰をかまぼこ型に盛り上げた民家・土蔵などの外壁様式。静岡県内では、松崎一帯と下田周辺にかけて見られるが、生活様式の変化や老朽化により、年々その数は減ってきている。最近では、このなまこ壁の日本的な独特の美しさとも有効性が改めて見なおされつつある。

閑話休題

自治体の幹部と議員にブックスタートを

九州大学大学院法学研究院教授 木佐 茂男

高等教育は進んだはずなのに、相変わらず「読み書き算盤」の世界に弱い自治体職員や首長、議員が少なくない。漢字が正確に読めない政治の最高責任者もいるやに聞く。

人口10万人近い市の市長が、女性だけの集まりでの挨拶の中で、事前に職員がルビをふっておかなかったばかりに、「団塊の世代の皆様」を「だんこんのせだいの皆様」と読んでしまった。「塊」と「魂」の読み違いである。議会での質問書、答弁書とも大きな文字にルビだらけという市町村も珍しくないようである。

最近では、議員の立候補者になるにあたって、公務員の初級試験に合格していることを要件とすべし、という議論も出てきた。日本の行政全体の「キョーヨー」度が問われている。

先頃、北海道恵庭市長の中島興世氏に、九州の自主研究会主催による職員・議員・市民向けの自治体法務入門講座で特別講演をお願いした。同氏の講演の圧巻は、乳児のときから本に親しむようにするブックスタート事業の驚くべき成果

であった。

ブックスタートは、1992年にイギリスで始まった。日本で最初に施行したのが、中島氏がアイデアを出した恵庭市である。「ブックスタートは単なる読みかせ運動ではなく、子育てや人間づくりの基礎的な役割を担っている」として、同市はこの事業を行政の重要な柱に位置づけている。この市では、年に百冊の本を読む児童は普通の子。読書習慣の付いた子どもたちは、小学校に入学するとまず図書室に行きたがるという。そして、同市内の小中学校では不登校、いじめなどが減り、校長会で生徒指導が問題になることはなく、周辺自治体の教員にとつてダントツの転勤希望先だといいい、ある教員家族が同市に転居してきたという極めつけの例も生まれた。

小さい頃からの読書環境と読書習慣は、どうやら思考力も鍛え、空恐ろしい勢いで潜在力を開発しているようである。字も十分に読めない自治体幹部や議員に、高卒程度の学力試験とブックスタートを是非とも普及させたいものである。

21年度政府予算編成で実行運動

全 国
町 村 会

自民党

細田幹事長(中央)



総務省

鳩山大臣(中央)



全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)は、平成21年度政府予算編成を控え、11月27日に予算対策本部を設置するとともに、12月11日に常任理事会を開催し、会議終了後、役員が自民党や関係省庁幹部と面談、去る11月26日の全国町村長大会で採択した決議・特別決議及び全国町村長大会要望事項の実現方を要請した。

要請活動は、自民党、総務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省などに対し、四班に分かれて実施した。

要請先と実行運動を行った本会役員は次頁に掲載のとおり。

今回の実行運動で要請した決議・特別決議、要望事項は本誌第2661号に掲載しています。
なお同内容は、本会ホームページ(<http://www.zck.or.jp>)からも閲覧できます。

活 動

実行運動者名簿

〔自由民主党〕

- 山本会長 (福岡県添田町長)
- 寺島副会長 (北海道乙部町長)
- 近藤副会長 (愛知県幸田町長)
- 五軒家副会長 (徳島県海陽町長)

〔総務省・国土交通省〕

- 稲葉常任理事 (岩手県一戸町長)
- 杉本監事 (福井県池田町長)
- 岡井常任理事 (奈良県河合町長)
- 古木監事 (山口県和木町長)
- 荒木財政部会長 (熊本県嘉島町長)

〔厚生労働省〕

- 藤原行政部会長 (長野県川上村長)
- 吉田常任理事 (広島県坂町長)
- 宮城常任理事 (沖縄県嘉手納町長)

〔農林水産省〕

- 齋藤常任理事 (秋田県井川町長)
- 魚津常任理事 (富山県朝日町長)
- 白石経済農林部会長 (愛媛県松前町長)
- 前田常任理事 (宮崎県綾町長)



国交省

春田事務次官(右)



厚労省

宮島老健局長(左手奥)
坂本審議員(左手中央) 他



農水省

内藤林野庁長官(中央)

第29次地方制度調査会総会

山本全国町村会長が意見陳述
道州制ありきの合併には反対を表明

第29次地方制度調査会は、12月5日に第4回地方制度調査会総会を開催し、監査制度や議会制度にかかるとエック機能の充実、市町村合併の評価等について、審議を行った。本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）が出席した。

会議冒頭、鳩山邦夫総務大臣が挨拶に立ち、同調査会に対し、国民から信頼される地方自治制度の構築のための検討を要請した。

続いて審議に入り、総務省から監査制度や議会制

度にかかるエック機能の充実に関し、14回にわたる専門小委員会での調査・審議結果を踏まえた、監査、議会それぞれにおける見直し等の方向性が示された。

また、「市町村合併の評価・分析・検証」については、本年7月に公表された「市町村合併の評価・検証・分析について」（総務省「市町村の合併に関する研究会」座長・小西砂千夫関西学院大学教授）の内容に基づき、「平成の合併」が行政・住民に与えた影響等に関する説明があった。

本会の山本会長は、まず、現行の監査制度や議会制度について、最近の社会経済情勢の変化に対応するよう、「悪いところは、それなりに訂正してもらってよい」としたが、執行部側として、「一生懸命納得していただける行政運営を行っている」とし、基本的には現行制度による運用が望ましいとの認識を示した。

続いて、市町村合併の評価・検証・分析については、主に成果を強調した事務局側の説明に対し、今年10月に全国町村会が公表した報告書「平成の合併」における実態と評価を踏まえ、「喜んで合併したところばかりではない」と指摘。合併をやるかどうかは、それぞれの町村の自主的な判断に任せるべきであると述べたほか、「道州制ありきで合併を促進するといふやり方には賛成できない」と強調した。山本会長の発言要旨は次頁のとおり。



意見を述べる山本全国町村会長

活 動

山本全国町村会長発言要旨

▼議会制度、監査制度について

議会の制度、監査委員の制度に、現在特別の問題があるとは思いません。先ほどの説明をお聞きする限りでは、執行部側に多少の問題があるから、議会の権限を強化するというような言い方になっており、これについては、非常に残念であります。現行制度に悪いところがあれば、訂正をすればいいと思いますが、執行部として、私どもも一生懸命、住民や関係者に納得していただける行政運営を行っております。専決処分、決算不認定の対応につきましても、執行側として今後とも十分な説明責任を果たしていくこととしております。そこをところをご理解いただきたいのです。

例えば、監査制度では、監査委員会が開かれたら、こちらで細かい部分まで丁寧に説明をし、その上で許可をいただいております。ですから、執行部としてやるべきことはやっていることを知っていただきたいと思います。

▼市町村合併について

市町村合併につきましては、私のところへ、合併をしたある町長がやってきて、「県に助力を願おうと

したところ、県のほうがかもつと強行で、合併を避けることができなかった。」という話をされました。事務局の説明のように、喜んで合併をしたところばかりではなかったと思います。それについて、私どもで検証を行った結果をまとめてあります。

合併というのは、地域の皆さんが話し合いをして、そうすることが良いということになってはじめて進めることが大事だと思います。ところが、合併しない町村は事務を取り上げるぞ、「窓口業務しか仕事をさせないぞ」と、いわゆる特例町村制のことをあの当時言われました。その一方で、同時期に約5兆円の地方交付税の削減があり、自主財源に乏しい小規模自治体は合併しないとどうにもならないというのが、あの時の町村の真実の声だったので。

そして合併をした結果として、例えば住民と行政との距離が遠くなったというような弊害が生じているとてきております。ですから合併をする、しないという選択は、関係市町村の自主的な判断によって行えるような配慮をお願いいたします。国が干渉したり、促進したりすることはやめるべきだと思います。

また総務省からは、定住自立圏で対応するから、もうこれ以上市町村合併は推進しないと何っております

す。私どものほうでも、もう合併の話はないものだとは判断しておりません。今回の合併の評価は何年か時間を経た後に、最終的に判断をすべきことだと思います。

合併に関連して、私どもが賛成できないのが、道州制を実施するから更に合併を進めるという議論です。以前、自民党の会議では、「人口10万人単位で合併するように」と言われていました。それに対して私は、「道州制を実施するなら、30万人単位にしたらどうか」と申し上げたのです。日本は山が多いですから、残っているところが10万人という単位で合併をするためには、山を乗り越えないとできません。人口30万人単位の合併などは到底不可能です。その時は「30万人という膨大な人口で、合併を進めることはできない」と答えられたのですが、最近再び、自民党で30万人単位での合併の議論をしています。

合併できるところはほとんどが合併をしました。地方分権や道州制の受け皿といった名目でこれ以上合併を強制するべきではありません。道州制を実施するために、行政は数を減らしてもいいという考え方は間違っていると思います。道州制ありきで合併するということには賛成できません。

『平成の合併をめぐる実態と評価』
道州制と町村に関する研究会
全国町村会

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長）の「道州制と町村に関する研究会」（座長・大森 彌東京大学名誉教授）は、『平成の合併』をめぐる実態と評価」をとりまとめました。

いわゆる「平成の合併」により、全国の町村は2、562からおよそ1、000にまで減少しました。この「平成の合併」が地域社会に与えた影響は大きく、合併がもたらした効果や弊害について様々な議論が行われていますが、現場の実態を踏まえた検証は、いまだ不十分な状況にあるといわざるを得ません。

このような状況を踏まえ、「道州制と町村に関する研究会」では、合併した自治体、合併していない自治体あわせて17の市町村でヒアリング調査を行い、その結果を報告書にとりまとめました。

将来の地方自治のあり方を検討する際には、合併を経た地域の状況や個々の市町村の取り組みを把握することが、何よりも重要です。是非とも「一読いただき、「平成の合併」の実態について」一考いただければ幸いです。

本報告書は、全国町村会ホームページ（http://www.zek.or.jp）からご覧になれます。

地方分権改革推進委員会が第2次勧告

義務付け等482法律1万57条項の48%は不要

政府の地方分権改革推進委員会（丹羽宇一郎委員長）はこのほど、都道府県・市町村への義務付け・枠付けの見直しと、国の出先機関の統廃合を柱とする第2次勧告を麻生太郎首相に提出した。保育所の面積基準や、条例等制定・改廃の報告義務など「義務付け・枠付け」では、482法律の1万57条項にわたって可否をチェックし、48%に当たる4076条項を「不要」と勧告。実現すれば国等の関与は縮小、地方の自由度は大幅に拡大し、自治体側からも評価の声が大きい。一方、8府省15系統の出先機関は、3年程度の準備期間を置いて地方整備局や農政局など9系統を廃止し、「地方振興局」（仮称）等に統合するよう求めるとともに、職員3万5000人程度を地方へ移すことなどにより削減すべきと明示。これを受け麻生首相は、今年度内の出先機関改革工程表を作成するよう鳩山邦夫総務相に指示した。ただ、勧告は出先機関改革などを「道州制への道筋をつけるもの」と位置付けているが、自治体側には新たな「巨大出先機関」の創出に懸念・批判が出ている。

「上書き権」など立法権拡大を勧告

分権委は今年5月に、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲などを求める1次勧告を政府に提出。その中で、義務付け等と、出先

機関の見直しを2次勧告に向けた検討課題としていた。その後、分権改革推進へ各省と折衝を重ねてきたが、いずれもほぼ「ゼロ回答」が繰り返されてきた。

2次勧告は、副題に「『地方政府の確立に向けた地方の役割と自主性

の拡大』を掲げ、「はじめに」第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」

「おわりに」で構成。うち、義務付け等の見直しでは改めて、今次分権改革は、地方政府の確立を目指すもの

と強調。このため、行政権だけでなく、「立法権の分権が不可欠」だとし、条例による法令の「上書き」を含めた条例制定権の拡充の必要性を指摘するとともに、義務付け等の見直しこそが「立法権の分権にほかならない」との認識を明記した。

その上で、今回の見直し対象は、「自治事務」としたが、法定受託事務も必要最小限度の義務付け等とすることが「当然」とした。さらに、義務付け等を残すことを認める基準（メルクマール）を明示し、これに該当しない義務付け等は、廃止（奨励にとどめることを含める）全部を条例に委任または補正（上書き）を許容 一部を条例に委任または補正（上書き）を許容 のいずれかにより見直す必要があるとした。

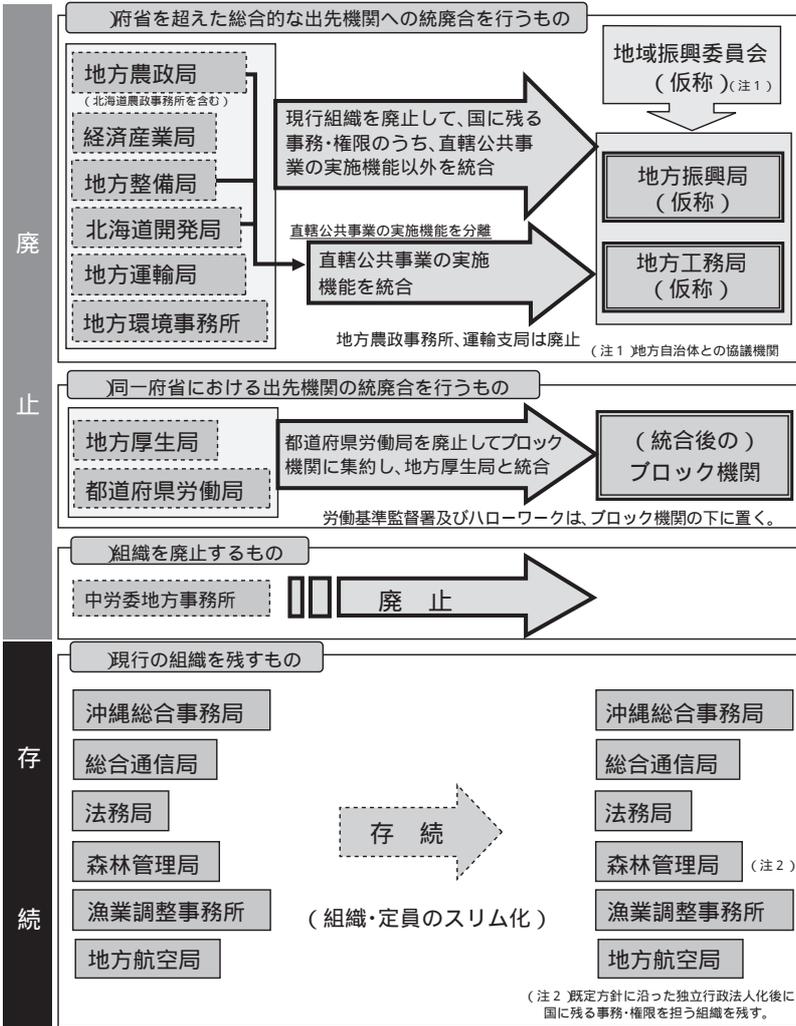
市長会等提言分は92%が「不要」

この結果、482法律の1万57条項のうち、義務付け等を残す基準に該当するものが4389条項（52%）で、残す基準に該当しない（見直すべき）ものが4076条項（48%）と整理した。

このうち、全国知事会や全国市長会が2次勧告に向けて見直しを求めた義務付け等については、53法律の

政 策

【参考】組織改革の方向性（イメージ）



184条項のうち、義務付け等を残す基準に該当するのは15条項（8%）にとどまり、165条項（92%）を該当しない（見直すべき）とした。うち、該当しない（見直すべき）としたのは、予算・決算、条例の制定、改廃の大臣届出・知事報告（地方自治法）一部事務組合、広域連合の規約変更等に係る総務大臣、都道府県知事の許可（同）市町村の都市計画決定に係る都道府県知事の

協議、同意（都市計画法）公営住宅の入居者資格要件（公営住宅法）幼稚園と保育所の一元化（就学前の子ども教育、保育等の総合的提供推進法）市町村立幼稚園の設置及び廃止（学校教育法）義務教育諸学校の学級編成に対する関与の廃止、教職員定数権の市への移譲（公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準法）など。

また、農業委員会の選挙区の設定要件の緩和（農業委員会法等）農業振興地域整備基本方針・農業振興地域整備計画の大臣・知事協議、同意（農業振興地域の整備法）水道事業の大臣認可、大臣届出（水道法）福祉施設最低基準の遵守義務規定（児童福祉法）法定給付以外の保険給付を行うおとする場合等の都道府県知事協議（高齢者医療確保法等）地域包括支援センターの基準（介護保険法）なども該当しない（見直すべき）とした。

これらについて、勧告は、勧告後に各府省に見直しを求め、回答を公表。第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め結論を得るとした。併せて、今後制定される法令を政府が自律的にチェックしていくための組織的な仕組みも検討を進めるとした。これらに関し、分権委の露木順一委員（神奈川県開成町長）は、「我々市町村の現場に大きな変化をもたらす」自分で考え自分で

また、府省を超えた総合的な出先機関の設置に当たっては、二重行政の弊害や拡大を防ぐため、出先機関が担う事務・権限に関して地元自治体と調整する仕組みとして、管轄区域内の都道府県・指定都市など関係自治体から成る協議会を設けるとした。

その上で、8府省15系統の出先機関の事務・権限を400事項に区分し、国と地方の「重複型」など4類型に整理。その結果として、個別事務・権限の見直しを勧告するとともに

決める。未だかつてやったことのない未体験ゾーンに入る」と評価した。

9機関を廃し、振興局等に統合

一方、出先機関の見直しでは、「見直しの基本的考え方」として、縦割りの弊害を排除するため、府省を超えた総合的な出先機関を編成し、出先機関の事務・権限として残すことになるものを統合・一元化するとした。さらに、都道府県単位の出先機関については、現行組織を廃止して出先機関の事務・権限として残すものは原則ブロック単位機関へ集約・統合する方針を示した。一方で、二重行政の弊害などが無いものは組織を残すとした。

政 策

に、組織について3年程度の移行準備期間を設けて実行に移し、9機関を廃止するよう求めた。

具体的には、地方農政局 地方整備局 地方運輸局 経済産業局 などは現行組織を廃止し、直轄事業の実施以外の機能を「地方振興局」(仮称)に、直轄事業実施機能を「地方工務局」(仮称)に統合するよう勧告。地方厚生局と都道府県労働局については、現行組織を廃止して地方厚生局に統合するよう求めた。このほか、法務局や総合通信局などは事務・権限の見直しや組織・定員のスリム化の上で現行組織を残すとした。

勧告はその上で、地方振興局(仮称)と地方工務局(仮称)について、地域との連携などのため、管轄区域内の関係自治体から成る協議会として、「地域振興委員会」(仮称)を設けるとともに、直轄事業の透明性を確保する仕組みを導入すると明記。協議会は、法律上明確に位置付ける」とし、管轄区域内の知事、指定都市市長、市長会、町村会の代表者で構成するとした。さらに協議会は意見を提出できるとし、出先機関はこれを尊重するとした。

また、人材の自治体への移管等について、総合的な調整を行うための

国と地方を通じた横断的な組織(調整本部)の設置を提言。併せて、国による人的支援などの観点から、例えば「人材交流センター」など、人事交流の仕組みの整備も検討するとした。一方、財源の手当については政府に対し、事務等の効率化・スリム化を前提として事務等移譲に伴う財源を確保することが不可欠とした。

3万5000人削減を明記

さらに勧告は、出先機関の職員について、政府の「総人件費改革」等で既に定められた7700人の削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の移譲などにより1万人程度を地方に移管。さらに、将来的に国の八

万5000人の削減を目指すことと明記した。2次勧告とりまとめの会合で丹羽委員長が急遽提案したものの、勧告は、出先機関の見直しについて、事務・権限の見直し、組織改革 これらの見直しに伴う人員と財源の取扱い を「政府に対して具体的な措置を求める事項」と明記し、人員削減の数値目標については

そこから外している。このほか、振興局(仮称)と工務局(仮称)については、道州制が検討される際には「地方政府に積極的に移管が検討されるもの」で、「新しい国と地方の關係に向けた先駆的移行措置として位置付けられる」とされた。

「おわりに」では、義務付け等の見直しについて「大きくかつ画期的な一歩」、出先機関の見直しについて「出先機関のあり方に大転換点をなすもの」と自賛。その上で、第3次勧告に向けて分権型社会にふさわしい税財政構造の構築について調査審議を進める決意を示すとともに、出先機関の見直しなどの地方分権改革を進めていくことが「将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつけることになる」と結んでいる。

出先機関改革には地方から懸念

勧告を受けて麻生首相は、鳩山総務相を中心に、出先機関改革の工程表となる政府計画を年度内に策定するよう指示。さらに、「勧告に従って、出先機関改革や地方への義務付けの見直しを進めていく」と述べた。

一方、地方側は、全国知事会の麻生渡会長(福岡県知事)が義務付け等の見直しは評価したが、出先機関

見直しは「十分ではない」とし、「強大な出先機関の創設につながる」可能性を指摘。全国市長会の佐竹敬久会長(秋田市長)も義務付け等は高く評価するとしたが、出先機関は「重行政解消の観点から今後も抜本改革が必要だと指摘した」。

都道府県知事も義務付け等は「評価できる」(三村申吾青森県知事)などと評価するが、出先機関改革には「かえって地方分権に逆行する」(村井嘉浩宮城県知事)、「分権の本旨に沿わない」(寺田典城秋田県知事)、「ミニ霞が関ができる」(福田富一栃木県知事)、「期待していた内容と程遠い」(石井正弘岡山県知事)、「看板の付け替えにならないようしっかりと見ていく必要がある」(古川康佐賀県知事)、「権限移譲はほとんど盛り込まれていない。極めて不十分」(東国原英夫宮崎県知事)など懸念・批判が続出した。ただ、橋下徹大阪府知事は「道州制への第一歩で素晴らしい」と評価している。

政府・与党には衆院選を前に、道州制基本法の制定を急ぐ動きがある。ブロック別の総合出先機関打ち出し、分権改革を道州制の道筋をつけるものと位置付けた2次勧告の行方が注目される。

(自治日報記者 内川正浩)

政 策

第三セクターなどの整理等で報告書

総務省

総務省の「債務調整等に関する調査研究会」(座長・宮脇淳北海道大学公共政策大学院院長)は、経営不振に陥った第三セクター等の抜本改革を進めるための国の支援策や自治体の取り組みに関する報告書をまとめた。自治体が三セクなどの債務処理で必要となる財源を賄うため、5年程度の時限措置として、特例地方債の発行を認めるよう求めており、これを受けて、同省では特例債の対象経費などを検討、来年の通常国会への地方財政法改正案の提出を目指すこととしている。報告書の概要は以下のとおり。

第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進について(概要)

1、基本的考え方

- ・地方公共団体が、自らの決定と責任の下、第三セクター及び地方公社(以下「第三セクター等」という。)の抜本的改革を推進し、よって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要。
- ・地方公共団体は、健全化法の施行も踏まえ、先送りすることなく早期に改革に取り組み、将来負担の明確化を図った上で、その計画的な削減に取り組む必要。
- ・総務省は、地方公共団体が取り組

む第三セクター等の抜本的改革を促進するため、実効性のある指針を策定するとともに、必要な支援措置を講じるべき。

2、抜本的改革の推進

- ・抜本的処理策の必要性の検討に当たっては、事業の意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範な検討を行い、最終的な費用対効果を基に、判断すべき。
- ・議会・住民に対し、事業採択から現状に至った経緯、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、最善と考えられる方法を選択していることを特に説明すべき。
- ・債務調整に当たっては、法的整理

や私的整理ガイドライン等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが適当。

- ・処理策において、新たな損失補償等を行うべきではない。

3、推進のための支援策

- ・前記2、を踏まえて行われる第三セクター等の整理(売却・清算)又は再生を促すため、債務処理のため特に必要となる経費について、時限的に地方債の特例措置等を講じるべき。
- ・国の施策に関連して設立された第三セクター等に関しては、関係省庁はその改革に積極的に協力すべき。

4、第三セクター等の今後の経営健全性確保策

- ・第三セクター等の経営に当たっては、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべき。
- ・第三セクター等が経営破たんした時には、当初予期しなかった巨額の債務(財政負担)を負うリスクもあることから、特別な理由がある場合

以外は新たな損失補償は行うべきではない。

- ・会計基準の徹底、監査の活用、情報開示の強化

5、公営企業に係る改革

- ・公営企業についても、第三セクター等の改革に準じた取組みを行い、地方公共団体の財政の健全化を進めていく必要。
- ・改革推進のため、時限的に地方債の特例措置等を講じるべき。
- ・経営状況等をよりの確に把握できるように、各地方公共団体における経費負担の考え方の明確化等、所要の改革を行うべき。



ノクハク博士

私たちは資産を守るパートナーです。

●資料のご請求は下記までお問い合わせください。
インフォメーションデスク
0120-897-117

資産の話をしませんか。
信託世代の、
住友信託銀行



町村Nav-i

北海道標津町 北津町4町

08年度地域づくり
総務大臣表彰を受賞

北海道標津町、茨城県大子町、群馬県上野村、香川県小豆島町、沖縄県南風原町の5町村は、2008年度の地域づくり総務大臣表彰で、「地方自治体表彰」(頑張る地方応援表彰)をそれぞれ受賞した。同賞は地域を良くしようとする頑張る団体・個人を表彰するもので、今回は5町村など計25団体と、4組(5名)の個人が表彰された。

標津町は、町内の漁業者、加工、運送業者などが協働で高度衛生管理システムを作り、安全な食品供給体制を確立。大子町は、町外の人に町有地を20年間無償で貸し付け、遊休農地の活用と、定住・二地域居住を促進している。

上野村は、生活補給金などによりU・イターン者を受け入れる体制を整え、定住者が全人口の1割の160人となった。小豆島町は、国内生産量の9割以上を占めるオリーブのブランド化を進め、オリーブ収穫などの体験型観光も展開。南風原町は、総合計画について、「住民会議」が作成した計画案を有識者審議に

諮問して策定した。

福井県 福美町

ふるさと納税者に
特産品バックを送付

町は、町内で収穫されたコシヒカリやサバをぬか漬けにした「へしこ」などを詰め合わせた「美浜ふるさとバック」を、ふるさと納税の寄付者に送付している。ふるさとバックには、5,000円相当の地元特産品を梱包。あわせて、山口治太郎町長の礼状や同町のPRパンフレットも同封し、寄付者に対してその寄付金額を問わずに送付している。福井県内では、温泉施設や旅館の利用割引券などがふるさと納税者に送られているが、ふるさとバックのように物品を納税者に送るのは同町が初めて。

なお、町は5月からふるさと納税の受付を開始。町には、15日までに27件125万円の寄付があった。

長野県 長青町

障害者自立支援の
自己負担を肩代わり

村は、社会福祉法人が運営する障害者通所施設に通う障害者の就労支援のため障害者自立支援法の1割負担分を助成することにした。

村にある授産所の田沢分場は一時閉鎖していたが、このほどリフォームし社会福祉法人運営による障害者通所施設として10月14日にオープンした。「どんな人にもチャンスと場を！」をスローガンに地域で暮らす障害者の就労支援・日中活動支援・生活支援の場となっている。このため、村では「障害者の自立を支援する」ため、自立支援法で原則1割負担となっている1人毎月1,500円分を「障害者就労支援金」として支給することにした。現在、7人が対象となる。村が運営する授産施設では、すでに「就労支援」については自己負担分を村が支給しており、今回、その均衡を図ることとしたもの。

愛媛県 愛媛町

「水産・食料基地構想」
を策定

町は、愛媛大学南予水産研究センターとの連携で、このほど「水産・食料基地構想」を策定した。養殖技術・流通システム改革、水圏環境保全、人材育成の3本柱で、今後、産学官と連携して南予地域の水産業振興に取り組む。

「構想」は、具体策として種苗生産・養殖・加工・流通の新たな養殖システムの開発や、ブランド開発など、「生産・供給のしくみづくり」「マリンバイオ飼料」の研究などを盛り込んだ。また、持続可能な水産業を目指し養殖環境の保全・修復を進める。併せて、「食育・ぎょしょく教育」の周知や地域特別研究員制度を活用した後継者育成など新たな人材の確保と育成も盛り込んだ。各施策は短期(2008~12年)、中期(13~17年)、長期

(18年)に分けて取り組む。

町を中心とした南予地域は全国屈指の養殖生産地で、17年連続日本一を誇る。町では、同構想の具体化により南予地域の水産業の再興を図りたいとしているが、「日本の水産業の振興、さらには世界の食料危機への貢献にもつなげたい」としている。

岡山県 福上町

「イルミネーションコンテスト」で参加者募集

町は、町内の一般家庭でイルミネーションを実施している人を対象とする「イルミネーションコンテスト」を創設し、参加者を募集している。イルミネーションを、寒い冬の夜を明るく賑やかに、楽しくそして元気にする」と位置付け、「自慢のイルミネーションの飾り付けで、明るく、活気のある町にしてみませんか?」と呼び掛けている。

町は2005年度から、「明るいまちづくり」や防犯意識高揚などを目的に、イルミネーション装飾を行う一般家庭に5,000円を上限に補助している。コンテストは同事業の推進も狙い。

応募期間は12月1日から同22日。応募用紙に作品の題名や作品への思い(テーマ)、氏名、住所などを記載し、役場窓口か郵送、ファクス、電子メールのいずれかにより提出してもらう。審査は、役場職員がイルミネーションの写真を撮って行う。

表彰は、「イルミネーション大賞」が一点と、「優秀賞」が二点で、優秀作品には記念品(特産品の詰め合わせ)を贈呈。結果は「広報上毛」に掲載する。

情 報

自分を賤げる言葉

「お疲れさまです」の巻

ビジネスエッセイスト 檜木 望

本来は目下に使う言葉

「お疲れさまです」は、ねぎらいの言葉です。ねぎらい(労い)とは、相手に苦労をかけたことに対して謝意を表すことです。ですから本来は上の者から下の者へかける言葉です。その点は「苦勞さま」も同様です。しかし「お疲れさま」の方は仕事を終えて帰る人たちに上下の別なく使うようになり、語尾に「です」をつけて下の者が同僚にも上の者への挨拶にも使うようになつてきました。

使い方が曖昧になつて使いやすくなつた事情

そのようなわけで、「お疲れさまです」にはどこか曖昧なニュアンスがつきまといまふ。しかしまたその曖昧さが、「お疲れさまです」を使いやすい言葉にしてきました。たとえば社内メールの書き出しに使われる「お疲れさまです」にその特徴がよく出ています。この「お疲れさまです」は相手のことを具体的に気遣っているわけではあり

ません。しかし書き出しに特別の挨拶を考えなくてもよく、いささか気遣いを含んでいるようで、しかも大げさにはならない、大変便利な用法なのです。社外メールの書き出しに「お世話になっております」を使うことが多いのも、同様の理由でしょう。

お疲れさまは情の薄い言葉

そうしたことから、「お疲れさまです」は便利ではあるけれども、気持ちの薄い言葉であることがわかります。そのことは別に悪いことではありません。「謹啓時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます」を、書き出しの一形式として便利に使っているのと同じだからです。しかしそれだからこそ、気持ちを込めた言葉として使おうとするときには、「お疲れさまです」では不十分になつてしまふのです。

お疲れさまですにプラスして

こんなときは、前後に気持を込めた言葉を加えます。相手がオフィスにもどつてきたとき…

お帰りなさい、お疲れさまでした！
相手が仕事を終えて帰るとき…お疲れさまでした、お気をつけて！
メールの書き出しで「お疲れさまです」ご無理なさつていませんか？

挨拶言葉から失われる「気持」

敬語(あるいはマナー)とは、相互のポジションと距離を、言葉や行為として記号化させ、気持の在り方を伝えるものです。たとえばお出でなさい「や」「いらつしやい」は、上の者が下の者を(相互のポジション)、親しい気持を持って(距離)、「待っていたよ」「気持の在り方」を示す言葉です。「お出でなさいませ」「や」「いらつしやいませ」は上下のポジションが入れ替わつて敬語として使われます。しかし長い間使われるうちに、相互のポジションと距離は記号化されているものの、形式的な挨拶へと変化してきました。そこに込められた気持が薄められてきたのです。

フレッシュな挨拶を生み出す

言葉が持つ意味や気持が摩擦し始めると、それに代わる言葉や強調表現が出現します。しかし代用語は当世風なだけに気持は伝わりませんがマナーに欠け、強調表現は次第に過激へと向かいますから品格に欠けます。やはりこれまで通りの言葉を使いながら、それをフレッシュな挨拶として甦らせること

ができれば一番です。そのコツは、二つあるようです。

「お出でなさいませ」「よくお出でなさいませ」

第一は「よく」を加えたことです。これだけで、相手に対する気遣いと待ちこがれていた気持が色濃く伝わりまふ。第二は過去形にしたことです。過去形と「よく」の相性がとても良いことにも気づきます。

「お疲れさまです」「お疲れさまでした」

このように過去形を使うと、言葉に寒じつ(まじごころ)が出てきます。それは相手の「お疲れ」の程度やその原因、つまり過去のことと思いを馳せている気持が表れるからです。それだけに、相手の「お疲れ」の程度やその原因について知らなければ、「お疲れさまでした」は使えません。つまり過去形を使うことは、相手の具体的な何かに触れて挨拶することです。したがつて現在形を使う場合も、「お疲れさまです」ご無理なさつていませんか？」のように、具体的にあるいはそれとなく承知していることを前提にした言葉を加えると、使い古された挨拶がたちまちフレッシュに生まれ変わるというわけです。

情 報

町村週報主要索引

平成20年7月～平成20年12月
2645号～2663号

論 説

「平成の合併」後の町村

東京大学名誉教授

大森 彌

2660 (2)

活 動

平成21年度政府予算編成で実行運動「全国町村会」
2646 (2)

平成21年度政府予算編成並び施策に関する要望
2646 (4)

地方六団体が21年度政府予算で要望「自民党総務部会関係合同会議」
2652 (3)

山本全国町村会長が議会に関する意見陳述「第29次地方制度調査会専門小委員会」
2654 (2)

山本全国町村会長が交付税、定住自立圏構想で意見「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」
2654 (4)

「町村の実態に関する改善方策等について」要望「山本会長が自民党幹部に実行運動」
2655 (2)

地方六団体代表が麻生総理などと会談「

山本全国町村会長が町村の実情訴える
2656 (2)

『平成の合併』をめぐる実態と評価』を公表・道州制と町村に関する研究会・全国町村会
2656 (12)

追加経済対策の実施と地方財源の確保で要請活動「地方六団体」
2658 (2)

地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合「山本全国町村会長が定額給付金などで意見」
2660 (6)

国と地方の定期意見交換会「山本全国町村会長が意見陳述」
2661 (45)

自民党「総務部会・地方税財政改革PT」に山本全国町村会長が出席
2661 (46)

「地方財政確立・分権改革推進」全国大会を開催
2661 (47)

21年度政府予算編成で実行運動「全国町村会」
2663 (2)

山本全国町村会長が意見陳述「第29次地方制度調査会」
2663 (4)

市街地集約、温暖化対策に寄与「平成20年度国土交通白書」
2645 (2)

国・地方を通じた歳出削減路線を継続「骨太方針2008を閣議決定」
2647 (2)

政 策

特定地設備や公選、決定権付与など提案「第29次地制調小委が「地域自治区」制度を本格審議」
2647 (4)

総務省が第三セクター等の改革に本腰公立病院改革では新たな財政措置検討へ
2648 (2)

基礎自治体は700程度に再編、自民党が道州制・第三次中間報告を決定、
2649 (2)

情報化計画や体制整備の重要性強調・市町村のICTシステム活用を点数化「2008年版情報通信白書」
2650 (2)

町村部での老年人口が25%を超える「住民基本台帳人口(2008年3月31日現在)」
2650 (5)

雇用対策や子育て支援などの現役世代を対象とした施策に注力「2008年版厚生労働白書」
2651 (2)

総額が3年ぶりの1・3%増に「2008年度8年度の普通交付税大綱を決定」
2652 (2)

総務省 2009年度予算概算要求重点施策
2653 (2)

厚生労働省 2009年度予算概算要求重点施策
2654 (4)

農林水産省 2009年度予算概算要求重点施策
2655 (4)

国土交通省 2009年度予算概算要求重点施策
2655 (4)

重点施策 2656 (3)

文部科学省 2009年度予算概算要求重点施策
2657 (2)

環境省 2009年度予算概算要求重点施策
2657 (3)

2007年度の財政健全化法の指標公表
2658 (4)

間伐主体に伐採立木材積を増加、全国森林計画を閣議決定、
2659 (2)

現行過疎法の失効控え、自民党、総務省が新対策模索、2007年度版「過疎対策の現況」を公表、
2660 (8)

観光庁の発足について、観光庁総務課企画室
2660 (11)

不採算医療・病院への財政措置を充実する一方、「病床利用率」で交付税を増減「総務省の公立病院財政措置検討会が報告書」
2662 (2)

政府地方分権改革推進委員会が第2次報告
2663 (6)

第三セクターなどの整理等で報告書「総務省」
2663 (9)

随 想

ふるさと大町町を想い
佐賀県大町町長
2645 (15)

歴史と分化に育まれたまち
武村弘正
2645 (15)

随 想

随 想

静岡県町村会長

松崎町長

深 澤 進

歴史と文化の薫るまち



「なまこ壁と夢の蔵へ」

我が町は、静岡県伊豆半島西南にあり駿河湾に面しているためリアス式海岸で風光明媚、気候温暖であるが、冬期は季節風の西風が強く吹く地域でもある。季節風の吹くことから、火災予防や保温、防湿などの目的



松崎夢の蔵作成中

で、商家、蚕産業を営んだ農家に住宅及び蔵をなまこ壁による土蔵造りにしたものが多く。建物は外壁に四角い平瓦を貼りつけ、「めじ」と呼ばれるその継ぎ目に漆喰をかまぼこ型に盛り上げて塗っていくものである。漆喰は、海藻を煮つめて糊状にしたものと、石灰・麻の繊維を混ぜ合わせたもの。

現在の住宅は近代建築で、昔ながらの日本建築が少なくなり、左官職人の行う仕事も少なくなっていることから、町では民家のブロック積の塀をなまこ壁で仕上げることに由り、なまこ壁づくりの技術を伝承していくという事業に対し補助をしている。その事業を続けている中で、左官職人以外のボランティアも加わり、「松崎蔵づくり隊」というグループもでき、昨年は壊れかけていた古民家のなまこ壁の修復も行い、徐々に参加者も増えている。

こんな時、我が町は静岡県内で平成21年10月下旬に開催される国民文

化祭に「鏝と漆喰のアート」というテーマで参加しようということになり、先の「松崎蔵づくり隊」が3坪位のなまこ壁の土蔵を、松崎夢の蔵として昔ながらの工法で、基礎から自分たちの手で造ることを認めてほしいとの要望があり、それを許可した。設計から資材の手配と大変な様子

で、特に主材料の土集めが大変だといふ。国民文化祭に盛大な竣工式が出来ることを楽しみにしている。この土蔵は、「伊豆の長八美術館」という我が町出身の左官職人で鏝絵名人と言われている入江長八の作品展示場敷地内の一画を占め、全国でも珍しい左官の魂といえる「鏝塚」と併せて、充実した観光ポイントとなっていくことに期待を寄せている。

「郷土の偉人」

また、町の中央を流れる那賀川沿いの下田松崎街道には、6キロメートルにわたり、200本もの桜並木があり、花の季節は大いに賑わう。その桜並木街道に、道の駅「花の三聖苑」がある。この地域には静かな佇まいの大沢温泉郷があり、この地にゆかりの出身者に江戸末期から明治の初めにかけて活躍した、土屋三余、依田佐三平、依田勉三の三偉人が在る。村の青年に学業を教えた

土屋三余、中等学校教育の必要性を説き旧制中学校を開設した依田佐三平、北海道帯広開拓の祖依田勉三は、北海道は元より我が町の人たちにも尊敬されている。

町民の間ではこの三偉人を三聖と呼んで慣れ親しんでいることから、昭和63年に「三聖苑」と命名した施設として、地域経済の活性化を目的に観光客の休息場所となる物産販売所、花時計、駐車場等を整備した。後年、道の駅「花の三聖苑」と名称を改め、現在も軽食喫茶等の提供をしている。そしてここには、道の駅としては全国でも珍しい湯治場的な温泉浴場「かじかの湯」を併設してあるが、この温泉、誰が名付けたものか、美人の湯とか、肌がなめらかになって大変評判が良く、観光客や地元の人たちで年間約3万人の利用がある。

このような歴史と文化の薫る松崎らしい観光資源を大切にしていき、平成21年春には当町に新港湾が完成する見通しであるため、伊豆半島の海の玄関口として伊豆への観光客を招き入りたいと夢を描いている。そんな観光振興策を持って、平成22年3月の南伊豆地区1市3町(下田市、河津町、南伊豆町、松崎町)合併協議を重ねている。

随 想

随 想

兵庫県猪名川町長

真田 保男

「良き道たどれば、良き里あり」といにしえにニユウ



しまい、単なる大都市のベッドタウンとなる。

この様な思いを、相方が理解し、確認を行った上で、ニュータウンの開発を受け入れてのまちづくりを進めてきた。

昭和50年頃からは、新しい町への入居が進み、合わせて、公共施設の整備にも力を注ぐこととなった。

さらに、古くから住んでいる人と新しく移り住んだ人との交流を重点課題として、その場づくりにも力を入れてきた。

それには、行政の持つ情報の提供も大切であることから、住民に解りやすく懇談会を開催し、信頼関係を築くことにも努めた。

やがて、住民相互の交流の輪も広がり、今では人口32,000人を超える町として、成長発展を続けている。

折しも、地方分権が進み、いよいよ自主・自立のまちづくりへと、平成15年から町内7小学校区に役場幹部職員を地域担当職員として配置し、地域の抱える問題・課題について意見交換を行いながら、行政情報の提供にも努めてきた。

このことが、住民の行政に対する

理解を深め、信頼へと繋がってきたと考え、昨年からは、これを更に発展させ、各校区に自主自立のまちづくりを進めるため、地域まちづくり協議会の設立に取り組んでいる。

国では、分権改革が進められ、財政面においても、特に規模の小さい町村行政に大変厳しい時を迎え、本町も当然のように合併の議論を進めたが、それには至らず、住民とともに痛みを分かち合いながら、可能な限り行政サービスは現状を維持しようと努めているところであるが、いずれも大変厳しい環境におかれている。

国は、均衡ある国土の発展のため、農山村が日本の風景環境を守るためにたゆまぬ努力を続けていることに、目を向けて評価してほしい。日本の隅々までにあたたかい血を流してほしい。そうならなければやがて多くの農山村は、壊滅していくだろう。

良き道たどれば、良き里ありと云う。地方末端に血が通い、ものが通い、文化が通う、そうなれば、農山村に住む人々に勇氣と意欲をもたらすものだと思う。

猪名川町は、昭和30年4月に2か村が合併して、当時としてはめずらしい一郡一町のまちが誕生した。この町名の由来は、町の中央を流れる淀川水系の一級河川「猪名川」を町名としたものである。

阪神都市圏に位置し、町域面積90平方km余りのうち、約80%が山林となっており、殆どが県立自然公園の指定を受けている。自然豊かな歴史と文化の薫り高い町で、四季折々に自然が創り出す風景は、人々の心を癒し、和ませてくれる。

町の基幹産業は、米作や近郊野菜を中心とした農業であるが、最近後継者不足に悩んでいる。

一方、食に対する関心が高まり、都市近郊の地の利を活かした野菜づくりが、小規模ではあるが団塊の世代を中心に広がりがつつある。

このことは生きがいづくりや健康

づくりにつながっていくものと期待している。

町の人口は、合併当時、7,600人程度であったが、昭和40年代後半から、日本経済の発展とともに住宅地開発の波が押し寄せてきた。

そこで、昭和45年に土地の規律ある利用を図るため、町の約半分の南部丘陵地を阪神間都市計画区域に編入し、同時にその全てを市街化調整区域（現在は町全域が阪神間都市計画区域である）とした。

そこから、新しいまちづくりに取り組んだのである。

それは、住宅地開発事業者との大規模開発に向けた協議であった。

人口7,600人の町が20,000人規模の開発計画を受け入れるとなると、開発事業者のかなりの負担と協力がなければ、先人達が守り育ててきた町の歴史や文化が壊れて

ゆとりとやすらぎのひととき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にもとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとときをお届けいたします。



▲洋室シングル



▲洋室ダブル



▲洋室ツイン

土・日・祝日はリーズナブルに

- 土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の**20%OFF**でご利用いただけます。
- 金曜のご宿泊は、平日料金の**15%OFF**でご利用いただけます。
- 和室もございます。お問い合わせ下さい。
- 禁煙ルームをご用意いたしました。

シングル 119室 平日料金 9,817円より
金曜日料金 8,344円より
土・日・祝日料金 7,854円より

ダブル 12室 平日料金 13,282円 2名利用 ※1名利用の場合11,072円
金曜日料金 11,289円 ※1名利用 9,326円
土・日・祝日料金 10,626円 ※1名利用 8,778円

ツイン 17室 平日料金 18,480円より 2名利用
金曜日料金 15,708円より
土・日・祝日料金 14,784円より

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」 3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。



優良防火対象物認定表示制度
による優良防火対象物として
認定されました
(第0708-102-004)

ご宿泊の予約が、全国町村会館のホームページからお申し込みいただけます。

ご予約・お問い合わせは

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館 TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号